

議案第1号

市長の専決処分事項の承認を求めることについて

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。

令和6年2月26日提出

大田原市長 相馬 憲一

専決第1号

専決処分書

大田原市手数料条例の一部を改正する条例の制定については、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年1月31日

大田原市長 相馬 憲一

大田原市手数料条例の一部を改正する条例

大田原市手数料条例（平成12年条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前（旧）の欄に掲げる規定を同表の改正後（新）の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後（新）				改正前（旧）			
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）			
	手数料を徴収する事項	単位等	金額		手数料を徴収する事項	単位等	金額
(略)				(略)			
16	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の交付	1通につき	450円	16	戸籍法（昭和22年法律第224号）の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本又は <u>磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付</u>	1通につき	450円

16 の2	戸籍法の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号。以下「情報通信技術活用法施行規則」という。）に定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき	400 円	(新設)			
17	戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の交付	1通につき	750 円	17	戸籍法の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	1通につき	750 円
17 の2	戸籍法の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術活用法施行規則に定める電子情報処理組織を使用する方法で請求及び発行を行う場合並びに同一事項の除籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書と同時に請求する場合を除く。）	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700 円	(新設)			
(略)				(略)			

20	戸籍法の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書、届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は届書等情報の内容の証明書の交付	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合	1通につき	1,400円	20	戸籍法の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書又は届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号）で定める様式による上質紙を用いる場合	1通につき	1,400円
		上記によらない場合	1通につき	350円			上記によらない場合	1通につき	350円
21	戸籍法の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	書類又は届書等情報の内容を表示したものの1件につき	350円	21	戸籍法の規定に基づく届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	書類	350円	1件につき	350円
(略)				(略)					

附 則

この条例は、令和6年3月1日から施行する。